HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察 : イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	乾, 秀明
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	乙第7068号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74067
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Hideaki_Inui_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）　　氏名：　乾　　秀　明

審査委員　　主査　教授　　長谷川　貴彦
副査　准教授　松嶌　明男
副査　教授　　白木沢　旭児

学位論文題名
イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察
―イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に―

・当該研究領域における本論文の研究成果

イギリス福祉国家の歴史は、近年「福祉複合体」（mixed economy of welfare）概念によって批判的再検討が加えられるようになっている。「福祉複合体」概念は、国家、中間団体、家族などによって構成される福祉の供給主体の多元性を強調するもので、本論文は、森林、荒蕪地、沼沢地などのイングランド農村部に特有の共同利用資源を指しているコモンズに同様の機能を発見しようとする。このコモンズをめぐっては、「羊が人間を食う」とトマス・モア『ユートピア』（1516 年）が活写したように、これまで羊毛産業育成や農業改良のための囲い込み運動によって消滅したとするのが一般的解釈であった。しかし本論文では、緻密な論証に基づきながら、いったん消滅したコモンズが寄贈された土地を信託財産として再形成され、救貧活動のための基金を提供していったとする新たな解釈を提示している。近世イングランドにおいてコモンズの役割を再発見し、コモンズ研究史に新たな方向性を開く解釈を提示しているといえよう。

本論文では、それを論証するにあたって教区レベルの村落を分析の単位として設定している。この対象設定は、本論文が地方自治史の文脈で独自の貢献をなしていることを意味している。16 世紀のイングランドでは宗教改革による修道院の解体によって、旧修道院領の土地を集積したジェントリ層が新興の社会層として台頭して、カウンティ（州）レベルでの行政を担う治安判事に就任するなどチューダー朝の「行政革命」が進行した。この地主ジェントリ層による治安判事職は、マックス・ヴェーバーのいう名望家支配の理念型を提供していくことになる。これに対して近年の地方自治史では、中間層と民衆を主たるアクターとする日常性により密着した教区レベルでの分析をおこなうようになっており、本論文はそうした問題関心を受けたものである。

本論文では、地方公文書館に保管される資料群を蒐集し丹念に解読し分析することで、こうした課題を論証しようとしている。16–17 世紀の教区レベルでの関連史料は残存するものが限定されており、本国の研究者でも史料の欠如の問題に直面することが多いなかで、遠隔地の研究者としては実証性の面で可能な限界に迫っている。さらに、識字率が限定されるなかでみずから記録を残さなかった貧民の声を、裁判史料や行政史料などを「逆なでに読む」ことによって復元しており、これも国内外の研究史上において独自の貢献をおこなうものとなっている。

・　学位授与に関する委員会の所見

本論文の口頭試問においては、学位論文提出者は審査委員からの質問に対して概ね的確な回答をおこなったが、その過程でいくつかの疑義が呈された。

第一に、本論文で用いられるコモンズ概念は、ノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムの概念を歴史研究に応用したオランダの歴史家デ・ムーアの研究に基本的着想を得た共同管理のシステムというものであるが、その具体的な分析対象として設定されているフォレスト地域におけるコモンズの事例が、特殊な事例であるのか、イングランド全体に適応可能なものであるのか、また伝統的に三圃制下の共有地を意味してきたコモンズ理解とどのような関係にあるのかなどの点が曖昧であり、さらなる議論の精緻化が求められるところである。

第二に、本論文が、共同利用資源としての伝統的なコモンズが 16 世紀以降の囲い込み運動の展開によって消滅したのちに、慈善信託のかたちをとって再形成されたと評価している点である。伝統的なコモンズは中世に起源をもち共同資源として利用されてきたが、新たに形成されたコモンズは、土地を借地農に貸与して確保された利潤を救貧活動に利用した。それは、資本主義的農業経営に深く組み込まれたものであり、それはまた信託を管理する中間層の寡頭的エリートと貧民の社会の分極化をともなっている。このコモンズの質的変化、伝統的コモンズとの断絶性を注視すべきであるとの意見も出された。

第三に、例えば、社会階層区分である民衆・中間層・貧民など基本的な概念についての説明が、本文ではなく註でなされていること、また叙述において繰り返しの表現や過度に誇張された表現が多々みられることなどが指摘された。

しかし、これらの問題はあくまでも派生的・技術的な問題であり、本論文全体の価値を本質的に損なうものではないことが確認された。

以上のように、本論文がコモンズ概念を歴史研究に応用した先駆的事例であると同時に、福祉複合体論によるイギリス社会政策史、そして名望家論を中心とする近世イングランドの地方自治史の研究に大きな貢献をおこなっていることを評価して、審査委員会では全員一致で、本論文提出者が博士（文学）の学位を授与されるにふさわしいとの結論に達した。